

令和7年度（令和7年6月1日付以降）任用 帯広市会計年度任用職員（事務員Ⅱ 障害認定調査専門員）の募集について

- 受付期間
- 随時 9:00～17:00(土日祝日を除きます) ※採用者が決定次第、募集を締め切ります。
- 申込方法
- 電話等で帯広市障害福祉課(市庁舎1階、電話65-4148)に事前申し込みのうえ、指定された面接日に市販の履歴書及び作文をご持参ください。
【作文のテーマ】『私が障害認定調査専門員に応募する理由』と題して、職務経歴・知識・経験等の自己PRを織り交ぜ、400字程度にまとめてください
【履歴書に関する注意事項】必要資格等は、履歴書に必ず明記してください。また、提出していただいた履歴書及び作文は返却しません。
- 面接試験
- 応募があった後、個別に連絡のうえ面接日を決定します。(面接時間約30分程度)
- 試験会場
- 帯広市庁舎1階 障害福祉課(帯広市西5条南7丁目1番地)
- 任用期間
- 任用期間は令和8年3月31日までの期間ですが、任用開始日は、令和7年6月1日以降で、採用者と相談のうえ決定します。
業務が継続し、かつ勤務状況等が良好であれば翌年度1年間再度任用されます。
なお、下表、再度任用上限回数『4回まで』とあるのは、最長で通算5年目の年度末の勤務を上限とするものです。
- 年齢制限
- なし
- 必要資格
- ①必要資格等を満たしている方。
②地方公務員法第16条に該当しない方(以下、地方公務員法第16条抜粋)※該当する方は申し込みできません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・帯広市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- その他
- 市役所のワーク・ライフ・バランスの実施に向け、「主な業務内容」のほか、所属課内外の応援に関することでも従事すべき業務の内容に含まれます。
- 問合せ先など
- 試験に関すること全般、申込方法、申込先、業務内容及び必要資格等
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所 市民福祉部福祉支援室障害福祉課 電話:0155-65-4148

対象職種

職種:事務員Ⅱ 障害認定調査専門員1名

募集番号	所属課・連絡先勤務場所	主な業務内容	募集人員	勤務時間	再度任用の上限回数	賃金形態	加入保険	必要資格等
1	(障害福祉課) 障害認定調査専門員 勤務場所:庁舎1階 障害福祉課	・障害支援区分認定に係る事務 ・障害認定のための訪問調査 ・帯広市障害者自立支援審査会出席 ・サービス利用計画作成に関する事務	1名	・週24時間勤務 ・8:45～15:45(月、水) ・10:30～17:30(火、木) ※休憩60分 ※週休日の変更可	4回まで	月給	健康保険 厚生年金 雇用保険	・看護師・保健師・介護支援専門員のうちいずれかの資格を有するか、相談支援従事者研修の全課程、または障害ケアマネジメント従事者研修修了者であること。 ・障害者の福祉相談に対応可能な知識・経験を有すること ・パソコン(ワード・エクセル等)の入力作業ができること

報酬について

報酬額は、学歴や職歴の期間等に応じて基準に従い決定します。月額116,500円～150,300円(時給1,193円～1,540円)
所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じた通勤費相当額が加算されます。(月額上限150,000円)
要件を満たした場合、基準に従い、6月・12月に在職期間に応じ期末勤勉手当が支給されます。(最大4.6ヶ月分)
※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定に係る取扱いに準じて改定します。例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。